

オ 水質環境保全対策

池田湖の水質（特に全窒素）は、畑かん注水量に大きく影響されます。

このため、池田湖の水質を将来にわたって良好に保全するためには、注水管理の徹底や施肥管理の促進など畑かん注水に係る汚濁負荷量の削減対策を積極的に推進していく必要があります。

主な対策は次のとおりです。

(ア) 発生源対策

- a 畑かん注水に係る汚濁負荷量（全窒素）の削減対策
 - ・注水管理の徹底
 - ・集川水質浄化施設を利用した注水量の削減
 - ・間接集水域における施肥管理の促進
 - ・降雨後の注水停止
- b 水産養殖業対策
 - ・養殖方法の改善，低汚濁餌料の開発・使用等
- c 工場・事業場対策
 - ・でんぷん工場の排水基準監視
 - ・未規制事業場対策（高度処理型合併処理浄化槽の設置の促進）
- d 生活排水対策
 - ・高度処理型合併処理浄化槽の設置の促進
- e 農畜産業対策
 - ・適正な施肥の促進
 - ・適正な家畜ふん尿の処理促進
 - ・節水意識の高揚

(イ) 普及啓発

- ・パンフレット等の作成，配布
- ・研修会などの啓発活動

(ウ) 土地・水面利用対策

- ・適正な土地・水面利用の促進
- ・環境影響評価等の推進

(エ) その他

- ・汚濁物質の底層への蓄積に対する対策の検討

カ 水質環境管理計画の推進

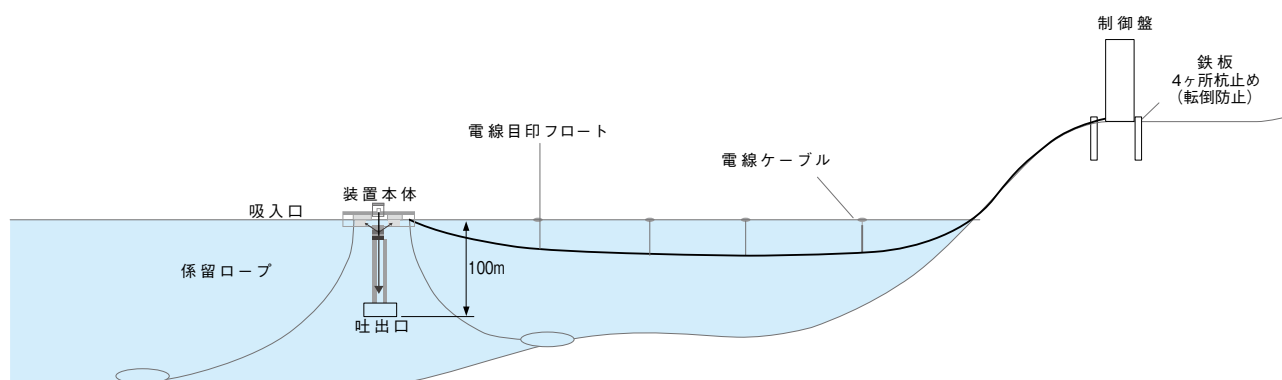
第3期池田湖水質環境管理計画を効果的に推進していくためには、県、関係市町の連携による努力はもとより、集水域の事業者や住民の方々が、それぞれの立場で、池田湖の環境に配慮した生活や事業活動に努めることが必要です。

このため、庁内における関係部課の相互の連携を図るとともに、県と関係市からなる「池田湖水質環境保全対策協議会」の積極的な運営を図ることとします。

④ 池田湖底層水無酸素状態改善実験

池田湖の底層水の無酸素状態の改善に資するため、平成17年度から池田湖水質環境保全対策協議会、鹿児島県、民間企業の3者で水質浄化装置による底層水の無酸素状態改善実験を行っています。平成18年度は水深30m、平成19年度から20年度は水深100mの地点での実験とそれに伴う水質調査を行いました。（図1－22）

図1-22 池田湖水質改善実験



(5) 生活排水対策

水質汚濁の主な原因の一つとして、炊事、洗濯、入浴等の日常生活に伴う生活排水があげられます。

この生活排水対策を推進するためには、公共下水道の整備促進のほか、地域の実情に応じ、地域し尿処理施設、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、合併処理浄化槽等の生活排水処理施設の整備はもとより、各家庭からの汚濁物質を削減するための環境保全意識の啓発活動などを総合的に推進していく必要があります。

① 生活排水対策重点地域

閉鎖性水域や都市河川における水質の改善を図る上で、生活排水対策は、水質保全行政の重要な課題の一つであることから、平成2年6月水質汚濁防止法の改正が行われ、生活排水対策に関する規定が整備されました。

本県では、生活排水対策を推進し、公共用水域の水質の向上を図るために、平成5年3月に鹿児島湾奥地域2市10町（当時）を水質汚濁防止法に基づく生活排水対策重点地域として指定しており、これらの市町は平成8年度までに生活排水対策推進計画を策定しています。

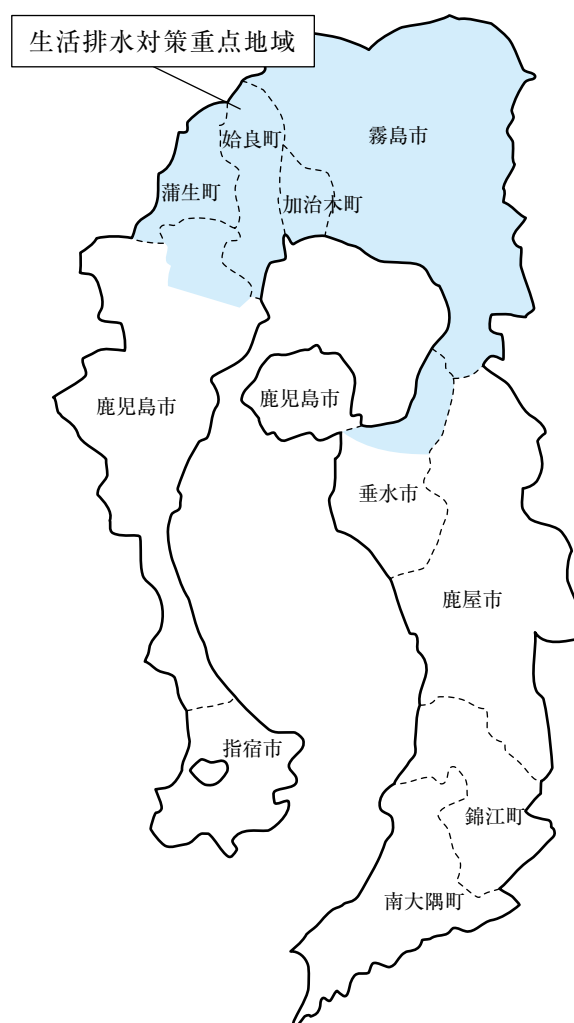
ア 指定地域名

鹿児島湾奥部流域（図1-23）

イ 指定範囲

鹿児島市（旧吉田町区域）、垂水市の一部、霧島市、加治木町、姶良町及び蒲生町（ただし、公共下水道の処理区域は除く。平成20年度末現在）

図1-23 生活排水対策重点地域



ウ 指定日

平成5年3月26日

エ 指定理由

- (ア) 鹿児島湾の中でも湾奥部は、地形的に閉鎖性が高く、度々環境基準が未達成となっている。
- (イ) 第2期鹿児島湾水質環境管理計画の基礎調査によると、湾奥部（IVゾーン）の排出汚濁負荷量に占める生活系の割合は、34.5%で最も高い。
- (ウ) 湾奥部全体として人口動態をみると、増加傾向である。
- (エ) 湾奥部を含む鹿児島湾流域の市町は、鹿児島湾水質環境管理計画の推進のため、鹿児島湾環境行政連絡会議を組織し、生活排水対策を含む各種水質保全対策を進めている。

オ 現在の対応

生活排水対策重点地域に指定された市町は、生活排水処理施設整備構想に基づき、公共下水道や合併処理浄化槽等の生活排水処理施設の整備を推進しています。

② 下水道の整備

ア 下水道の概要

下水道は、市街地における雨水の排除や家庭、工場等から排出される汚水を排除し、処理するための施設であり、河川、湖沼、海域等公共用水域の水質保全と快適な生活環境の確保のため、不可欠な根幹的施設となっています。

イ 事業の現況

(ア) 公共下水道

公共下水道は、主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するものであり、かつ汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のものをいいます。

本県の公共下水道事業は、現在、鹿児島市、鹿屋市、枕崎市、出水市、指宿市、薩摩川内市、日置市、曾於市、霧島市、いちき串木野市、奄美市、南九州市、大崎町、喜界町、徳之島町、和泊町、知名町の12市5町で整備が進められており、この中で鹿児島市、鹿屋市、枕崎市、出水市、指宿市、薩摩川内市、日置市、曾於市、霧島市、いちき串木野市、奄美市、南九州市、大崎町、喜界町、和泊町、知名町の12市4町が処理を開始しています。

20年度末における県全体の普及率（人口）は38.3%であり、全国平均の72.7%を下回っており、今後とも引き続き整備促進に努める必要があります。

(イ) 都市下水路

都市下水路は、公共下水道認可区域外の主として市街地における雨水排除を目的とした下水道施設です。本県では、平成20年度までに11市8町35箇所（延長約46km）を計画決定しており、そのうち延長約36kmが整備済みとなっています。

（表1-52-①）

ウ 流域別下水道整備総合計画

下水道では、環境基本法に基づく水質環境基準が定められた公共用水域について、当該水質環境基準を達成維持するため、各流域ごとに下水道整備に関する総合的な基本計画として、流域別下水道整備総合計画を都道府県が策定することとなっています。本計画は、当該流域における下水道計画の基本方針を明らかにし、下水道計画区域